

参考（資料編）

- 防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 防府市教育振興基本計画策定委員会名簿
- 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱
- 策定経過

防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日制定

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「防府市教育振興基本計画」の策定にあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- （1） 教育振興基本計画の策定に関すること
- （2） その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員13人以内をもって組織し、教育委員会が依頼する。

- （1） 学識経験者
- （2） 学校教育関係者
- （3） 各種団体等関係者
- （4） 公募による者
- （5） その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第4号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

防府市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	区 分	氏 名	所属団体等
1	学識経験者	◎佐々木 司	山口大学教育学部（教授）
2	学校教育関係者	原田 啓司	防府市小学校長会 （佐波小学校長）
3		岡本 昭彦	防府市中学校長会 （桑山中学校長）
4		小土井 実	防府高等学校（校長）
5		○田中 新治	防府市小学校PTA連合会 （右田小学校PTA会長）
6		松浦 多紋	防府市中学校PTA連合会 （佐波中学校PTA会長）
7		清水 博道	防府市幼稚園連盟（佐波幼稚園長）
8	各種団体等関係者	堀 浩二	防府市社会教育委員の会議（委員）
9		坪郷 英彦	防府市文化財審議会（委員）
10		藤村 聰	防府市子ども読書活動推進連絡協議会（会長）
11	公募による者	高橋 実	市民公募
12		京井 和子	市民公募
13		藤元 貴美子	市民公募

◎は委員長、○は副委員長

防府市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

令和元年12月26日制定

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、防府市教育振興基本計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）教育振興基本計画の策定に関すること
- （2）その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

（組織）

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、庁内委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、庁内委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 庁内委員会は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第7条 庁内委員会に、第2条に規定する事項に関して調査、研究及び資料の作成等を行わせるために、庁内委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、教育委員会各課の課長補佐をもって構成する。

（事務局）

第8条 庁内委員会及び作業部会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

防府市教育振興基本計画策定庁内委員会名簿

区 分	職 名
委員 長	教育長
副委員 長	教育部長
委 員	教育部次長
委 員	教育総務課長
委 員	学校教育課長
委 員	生涯学習課長
委 員	文化財課長
委 員	学校教育課主幹（教育指導室長）
委 員	学校教育課主幹（学力向上推進室長）
委 員	学校教育課主幹（学校給食管理室長）
委 員	生涯学習課主幹（人権学習室長）

策定経過

年月日	会議名	概要
令和2年 7月 1日	第1回庁内委員会	策定体制・策定方針・策定スケジュールについて 現計画の目標指標達成度評価・防府市の教育の状況・ 第2次計画骨子（案）の検討
7月16日	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出 策定体制・策定方針・策定スケジュールの確認 現計画の目標指標達成度評価・防府市の教育の状況・ 第2次計画骨子（案）の協議
8月 5日	第2回庁内委員会	前回協議内容の確認 第2次計画（案）・目標指標の検討
8月19日	第2回策定委員会	前回協議内容の確認 第2次計画（案）・目標指標の協議
10月 2日	第3回庁内委員会	前回意見への対応の確認 第2次計画（案）の検討
10月16日	第3回策定委員会	前回意見への対応の確認 第2次計画（案）の協議
12月23日～ 令和3年 1月21日	パブリックコメント実施	第2次計画（案）に対する市民意見聴取
2月 1日	第4回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 第2次計画（案）の最終確認
3月23日	教育委員会3月定例会	第2次計画議案の議決

